平成２９年（フ）第１２０３号
名古屋市名東区大針１丁目325番地　ヒルズ富士103号、従前の住所岐阜県美濃加茂市加茂野町市橋1172番地　グッドラックプレイス２号棟101号室
債務者　市川　浩子（旧姓黒仁田）
1　決定年月日時　平成29年８月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　伊藤麻衣子
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成29年12月６日午前10時30分
5　免責意見申述期間　平成29年11月22日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２９年（フ）第１２２１号
愛知県知多市新知字加家ノ下58番地の15
債務者　伊神　順子
1　決定年月日時　平成29年８月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　大場　雄一
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成29年12月６日午前10時20分
5　免責意見申述期間　平成29年11月22日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２９年（フ）第７９号
茨城県取手市戸頭１丁目２番４―102号
債務者　赤根己知生
1　決定年月日時　平成29年８月28日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　風間　治人
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成29年12月８日午前11時15分
5　免責意見申述期間　平成29年11月24日まで
水戸地方裁判所龍ヶ崎支部破産係

平成２９年（フ）第９２号
富山市上冨居新町10番14号
債務者　嶋　　清隆
1　決定年月日時　平成29年８月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　木下　　実
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成29年11月30日午前11時
5　免責意見申述期間　平成29年11月24日まで
富山地方裁判所民事部

平成２９年（フ）第９３号
富山市上冨居新町10番14号
債務者　嶋　利津子
1　決定年月日時　平成29年８月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　木下　　実
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成29年11月30日午前11時
5　免責意見申述期間　平成29年11月24日まで
富山地方裁判所民事部

平成２９年（フ）第３０号
山口県岩国市岩国３丁目２番23―101号
債務者　中務　英樹
1　決定年月日時　平成29年８月29日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　小澤　亮平
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成29年11月28日午前10時
5　免責意見申述期間　平成29年11月27日まで
山口地方裁判所岩国支部

平成２９年（フ）第６２号
長野県北佐久郡御代田町大字御代田3993番地８
債務者　池田　康良
1　決定年月日時　平成29年８月28日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　栗原　岳史
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成29年12月５日午後２時
5　免責意見申述期間　平成29年11月28日まで
長野地方裁判所佐久支部

平成２９年（フ）第１１２６号
名古屋市北区中丸町２丁目66番地　アーバニア志賀公園二番街５棟404号
債務者　鵜飼　聡史
1　決定年月日時　平成29年８月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　林　　克行
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成29年12月12日午前10時10分
5　免責意見申述期間　平成29年11月28日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２９年（フ）第１３４号
北海道旭川市神居４条16丁目１番21号　シンシア神居Ｂ101号室
債務者　村椿　純一
1　決定年月日時　平成29年８月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　大石　剛史
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成29年12月６日午後２時30分
5　免責意見申述期間　平成29年11月29日まで
旭川地方裁判所民事部

平成２９年（フ）第３７号
熊本県荒尾市万田1480番地４
債務者　**廣**田奈緒美
1　決定年月日時　平成29年８月29日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　高見　敏之
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成29年12月４日午後２時
5　免責意見申述期間　平成29年12月１日まで
熊本地方裁判所玉名支部

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２９年（フ）第１０５号
北海道苫小牧市北栄町２丁目15番25号　ハピア沼ノ端Ｂ棟205
債務者　下村　英雄
1　決定年月日時　平成29年８月29日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年10月30日まで
札幌地方裁判所苫小牧支部

平成２９年（フ）第８１号
宮城県大崎市古川北町５丁目２番12号　レオパレスＴＯＫＵＷＡⅡ　202号、従前の住所岩手県一関市大東町沖田小七郎50番地６
債務者　皆川　　勲
1　決定年月日時　平成29年８月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年10月30日まで
仙台地方裁判所古川支部破産係

平成２９年（フ）第８５号
宮城県遠田郡美里町北浦字高橋52番地
債務者　伊藤　まり
1　決定年月日時　平成29年８月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年10月30日まで
仙台地方裁判所古川支部破産係

平成２９年（フ）第１５号
福島県西白河郡矢吹町八幡町712番地２　定住化促進八幡町住宅１―105号
債務者　戸井田久美
1　決定年月日時　平成29年８月29日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年10月30日まで
福島地方裁判所白河支部破産係

平成２９年（フ）第１９号
福島県西白河郡西郷村大字熊倉字内山118番地　折口原団地102、旧住所福島県西白河郡西郷村大字小田倉字古米坂９番地12　原中コーポ10
債務者　関根　　梢
1　決定年月日時　平成29年８月29日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年10月30日まで
福島地方裁判所白河支部破産係